

大手小売りで初「プラチナくるみんプラス」認定を 2023年8月に取得

株式会社イトーヨーカ堂（所在地：東京都千代田区、代表取締役社長：山本 哲也、以下「イトーヨーカドー」）は、このたび、厚生労働大臣が「不妊治療と仕事の両立」に取り組む企業を認定する「プラチナくるみんプラス」認定を取得いたしました。

「プラチナくるみんプラス」認定は、次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の仕事と育児の両立支援への取り組みを行い、既に「くるみん」※¹認定及び「プラチナくるみん」※²認定を受けている企業が、仕事と不妊治療の両立支援への取り組みについて、一定の要件を満たした場合に認定を受ける事ができます。「プラチナくるみんプラス」認定を受けるのは大手小売業で初となります。

イトーヨーカドーは、1991年に育児をする社員をサポートする制度を導入して以来、時代の変化や社員のニーズに合わせて介護プランの導入、パートタイム社員への適用、育児短時間勤務を中学校入学までに延長など、制度の拡充を図ってまいりました。2007年と2011年には「子育てサポート企業」として厚生労働大臣より「くるみん」認定を受け、2014年には男性の育児参加の促進を図るため、男性社員も取得しやすい休暇として、未就学児をもつ社員（パートタイム社員を含む）が育児をするために取得できる「育児休暇」（年間5日、有給）を導入し、現在では利用者も約7割となっております。こうした取り組みにより2015年5月に東京都初の「プラチナくるみん」認定を受けました。

今年度さらなる制度改定を行い、お子様が中学校を卒業する年の3月31日迄 延長できる午後7時までの勤務終了プランと治療（不妊・がん・腎疾患）と仕事の両立プランを新設、通院している人も短時間勤務を利用して治療と両立できるようになりました。

イトーヨーカドーは、これからも社会環境の変化や社員のニーズに合わせ、安心して仕事との両立ができるよう取り組んでまいります。

※¹厚生労働大臣が子育て支援に取り組んでいる一定基準を満たした企業として厚生労働大臣から「子育てサポート企業」として認める制度

※²2014年に次世代育成支援対策推進法が改正された際に創設された、厚生労働大臣からより高い基準で子育て支援に取り組んでいる企業として認める制度

